



SOH TOH SHUN JYŪ

總和会三綱領

- 一 宗門の興隆を図り、宗政の運営に関し、公正妥当なる政策の実現に努めること。
- 二 宗門の伝統性格を尊重し、兩大本山を護持し、殊に大本山總持寺の尊嚴維持に勤めること。
- 三 会員相互の協調連絡を図り、その親和結束を固くすること。

発行所 總和会本部 〒 105-0002 東京都港区愛宕 2-3-4 大本山總持寺出張所内 Tel. 03 (3431) 5017

第146回 通常宗議會

ソートービル再開発へ委員会・能登復興へ継続支援

令和7年度一般会計予算 歳入・歳出 61億2,596万3,000円(昨年度より10億8,429万3,000円増額予算) 經常部59億4,596万3,000円/臨時部 1億8,000万円/級階賦課金 1点146円(昨年度同額)



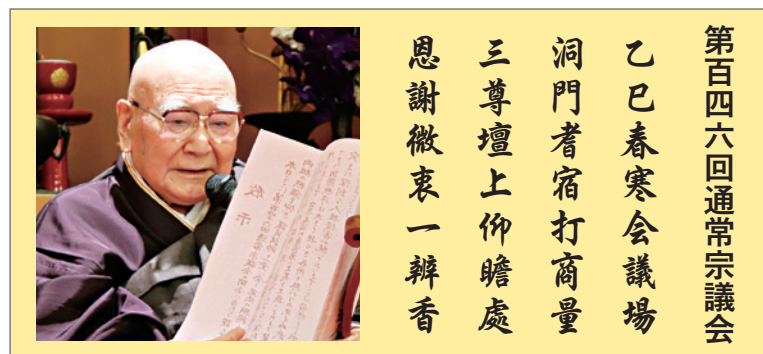
令和7年2月17日より21日までの会期5日間の日程で第146回通常宗議会在招集されました。議会成立に関する集会の後、曹洞宗管長南澤道人不老閣下導師による開会式が勤修され、議事に入りました。

常任委員選挙の後、服部秀世宗務総長による総長演説に於いて、築50年が過ぎたソートービルについて令和9年3月末を目途に東京グランドホテルを閉業し、解体の後、第1、第2、第3の分館等の建物も取り壊し再開発に取りかかりたい旨の基本構想が示されました。また、これらを調査検証するための「曹洞宗所有不動産再開発推進委員会」の規程新設を議決。但し、委員会にホテル閉業や建設会社選定等の決定権はなく今後策定される計画案は内局の責任のもと起案され、宗議会の議決と曹洞宗責任役員会の承認を必要として議論を進めることとなります。

令和7年度予算総額は前年度当初予算より10億円余の

増額となりましたが、一部の特別会計元入金を一般会計の準備資金に繰り入れた等の理由で級階賦課金は前年度と同じ1点あたり146円。能登半島地震の被災地復興に向けては災害対策特別会計に於いて支援継続の予算が編成されました。また将来の宗門を担う人材養成のため僧堂安居者を対象とする上山補助金の新設のほか曹洞宗奨学金が増額されました。

今次宗議会上程された議案は各委員会により慎重審議され、委員長報告と採決を経て全て可決されました。通告質問8本(總和会6本)、文書質問5本(總和会4本)。



〔議決された議案〕

- 令和7年度曹洞宗一般会計歳入歳出予算案
- 令和7年度曹洞宗僧侶共済、寺院建物共済、育英資金、護持会、所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金、修証義公布百周年記念育英基金、災害対策、図書印刷物等刊行、檀信徒会館、各々特別会計歳入歳出予算案
- 令和6年度曹洞宗一般会計歳出補正予算案(第2回)
- 曹洞宗規程制定案[曹洞宗所有不動産再開発推進委員会規程制定案]
- 曹洞宗細則廃止案[曹洞宗大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌記念教階特別昇等の実施に関する細則を廃止する細則制定案]
- 曹洞宗規程中一部変更案[曹洞宗教育規程中、曹洞宗総合研究センター規程中、曹洞宗布教教化規程中、曹洞宗教化センター規程中、曹洞宗宗務庁組織及び事務分掌規程中の各々一部変更案]
- 《承認を求める件》
- 施行前の教学関係宗制中一部変更を一部修正(修正対象:第144回議決、曹洞宗総合研究センター規程中一部変更)
- 施行前の教化部関係宗制中一部変更を一部修正(修正対象:第144回議決、曹洞宗布教師養成所規程中一部変更)
- 《同意を求める件》
- 曹洞宗審事院の役員指名について

鶴一 聲

大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師七〇〇回大遠忌が無事円成し、ご本山も日常に戻り、数少ない安居者でのさらなる本山護持に努めておられるでしょう。

しかし、近年の安居状況を考えるに少々不安を持たずにはいられません。少子化の世の流れ、安居希望者が年々減少し、ご本山をはじめ各僧堂の維持管理も難しくなっております。当然人手が足りず役を幾つも兼務する修行僧が日々忙しく行持をこなしているのが現状でしょう。

その結果、修行道場としての基本的な行儀作法、洒掃、看經法等が習得できずに送行し自坊に帰山しても、檀信徒との対応ができない、掃除も草取りも満足にできないという僧侶が増えていると耳にします。

今後進む地方の過疎化や人口減少で寺院の経営も困難を極め、兼務や統廃合寺院の割合が増大していく中、宗門の将来を考えると僧侶の質が問われてきております。ハラスメントばかりが表に出る時代、暴力、暴言はいけません。これからは特に行儀作法、洒掃(掃除や草取り)も修行のひとつだと指導していただくことを切に願います。能力はあっても経験の少ない若い安居者を指導するのは大変でしょうが……。

第146回通常宗議会 総長演説(要旨)

宗務総長 服部 秀世

第146回通常宗議会が招集されましたところ、議員各位にはご参集を賜り衷心より感謝を申し上げます。

来る令和12年大本山永平寺では二祖懷奘禅師750回大遠忌が奉修されます。宗門としても報恩の法会に気運を醸成し進めて参ります。本年の梅花流全国奉詠大会は沖縄での開催となります。管長猥下ご親修により終戦80周年平和祈念法要を併修し慰霊供養の為に梅花流詠讃歌をお唱えして平和を願うメッセージを発信します。今年は阪神淡路大震災から30年を迎え被災者への哀悼の行事が各地で営まれました。平和への祈りと同様に被災地を忘れないという願いは、震災への教訓と防災意識を次世代につないでいく大事な誓いでもあります。一年を経過した能登半島地震の被災地はいまだ困難な状況にあって復興は簡単ではありませんが、昨年10月に大本山總持寺祖院の主要な歴史的文化的文化財建造物16棟が新たに国の重要文化財に指定されました。能登地域の寺院建物の公費解体も進み復興に向けて歩み始めたと思慮いたしますが、現地対策本部からの報告によりますと水道や道路等のインフラの復旧がまだ進まない地域があること、能登を離れた檀信徒も増え続けており寺院の護持運営に大きな影響が出ているなど地震と豪雨が人々に大きな心の不安を残して気持ちが回復出来ないままであるとのこと。宗門としても物心両面の息の長い支援が必要と思えます。

新到掛搭僧上山補助費を新設し、掛搭僧一人につき10万円、一度限りの支給といたします。支給対象は、令和7年の春からの上山者で、兩大本山の本山僧堂を始め国内の各専門僧堂・専門尼僧堂、宗立専門僧堂の掛搭僧を対象とします。通算で安居として認められる出席日数の180日以上を交付の条件とします。

曹洞宗奨学金は受給資格として本宗の僧籍を有し、曹洞宗教育規程第三条第二項に規定する僧侶教育施設に在籍している学生を対象としております。これからの宗門が果たすべき重要な課題として若手僧侶の確保と後継者となる教師の養成に少しでも寄与できるように奨学金の増額をします。

「災害見舞金」制度は、令和7年度の「災害援護拠金」の増額について、1年間据え置き令和8年度からの施行を想定しております。

昨年11月12日、瑩山禅師さまの初開道場であります徳島県満寺におきまして修行御和讃四番の歌詞を刻んだ碑が建立され、その除幕式を厳修いたしました。瑩山禅師さまが授戒会を通して多くの人びとに禅を伝えられた足跡を奉讃するとともに地域振興につながることを期待します。

「梅花流指導者養成方法の検討」は、現行の指導者養成体系を包括的に見直すとともに諸地域に根差す指導者養成の枠組みを考え直します。

令和7年度の布教教化に関する告諭が令和7年2月1日付で公布されました。管長猥下のお示しをさらに敷衍されますよう新たな資料を皆様でご活用ください。

教化部が所管する研修会等の運用方法の一部変更や管区教化センター役職員、布教師などの出張旅費の見直し

と布教師特設検定の開催方式の変更をします。

世界では、今年に入ってから各地でさまざまな自然災害が発生しております。ロサンゼルス近郊の山火事では宗門関係寺院に直接的な被害は無かったものの宗門からの支援を当該総監部とも連絡を密にして対応します。

SDGs推進については2030年までの今後6年間、宗門のスローガンである「人権・平和・環境」の取り組みに『SDGsの推進』を加え、全宗門人がそれぞれの立場と役割の中で、誰一人取り残さない世界の実現に向けたSDGsの実践を目指します。宗門寺院が社会的責任をより積極的に果たすために、さまざまな手段を講じて学びの機会を広く提供してゆきます。

令和6年11月に、「曹洞宗2045年予測」を曹洞禅ネット寺院専用サイトに掲載いたしました。また「曹洞宗務ビジョンの提案」と題して、およそ10年後を目途としての具体策の試案を提示すべく取り組んでおります。

東京グランドホテルの宿泊状況につきましては、国内外問わずインターネット予約による個人旅行が引き続き好調を維持しております。現在のソートービルは竣工より50年以上が経過し老朽化が進み建物や設備にかかる今後の修繕費用等を勘案しますと建て替えることを視野にいれなければならない状況です。当面は本宗が自前でこのホテルを運営してゆきますが、現在の檀信徒会館事業の財務状況や積み上げてきた内部留保の観点から修繕を繰り返しながら経営を継続するには限界があり可及的速やかにこのホテル事業を廃業せざるを得ない状況にあるという判断に至りました。このホテル営業の終了は、約2年後の令和9年3月末を目途として、それ以降現ソートービルを解体、新築工事に向けて準備するよう計画することが望ましいと考えます。そして新たに建設する建物については、従来の各種事務を行う宗務庁事務所を置き研修道場、議場など、多目的に利用できる会議場を設け、宗務庁機能を集約した設計にすることを考えております。また、宗務庁第2・第3分館を含むすべての分館についても、新ソートービル建設の工期・費用に鑑み現ソートービルの解体と併せて解体し、その跡地についても再開発を行います。新ソートービル、すべての分館跡地には、一定期間で地主に返却される定期借地権を開発業者等が設定し、本宗が借地権設定料の対価あるいは定期的に賃料収入が得られるよう運用していくことが時機に合った選択であります。新ソートービルについては、宗務庁機能以外のフロアは開発業者が定期借地権を設定し分譲マンションにする選択がもっとも有用でありかつ運用リスクが少ないと考えます。また、宗務庁第2・第3分館の跡地の再開発は、同じく定期借地権を設定したうえで、宿泊利用できる建物として業者選定することを考えております。そのため、この度「曹洞宗所有不動産再開発推進委員会」を設け、本宗がこの地に所有する所有不動産の全てを含め再開発を具体的に推し進めてゆきます。また、この一連の再開発には宗務行政のスリム化と本宗の機構改革が必須であり、この点も迅速かつ具体的に進めてまいります。



総括質問(要旨)

総和会代表 甘蔗英司

第1次服部内局で掲げられた宗務行政のスリム化、檀信徒会館の今後について、地域社会に貢献する人材の育成と多様な宗門人材の活用について、寺院所在の地域を基盤とする教化と宗教者自らが現場に飛び込み活動する教化の在り方、頻発する自然災害に対する体制の構築の5つの重要課題についての総括について

答弁：宗務行政のスリム化については運営企画室により各業務の計画書並びに報告書を整備し、検証いたしておりますが、執務業務が継続している以上なかなか結実していかない困難さが伴うものと感じております。2年後ソートビルを解体し再開発した後、新ソートビルに宗務庁機能を設置したタイミングが各部署の再編成を行う最良のタイミングであると考えますので時機を逸しないように今次内局において協議を進めてまいります。檀信徒会館の今後については総長演説において申し上げたとおりです。布教教化に関しては、被災地の支援、臨床宗教師の講座、寺院を活用してのアーティストの集いなど各地域や寺院で特色を出した教化活動を展開し活性化につなげていることは一定の評価といえるのではないかと思います。防災に関してはいつでもどこでも起こりうるという警鐘を伝えていくとともに宗門の防災ネットワークを強化するよう各宗務所をお願いをいたしております。

この度新設提案された曹洞宗所有不動産再開発推進委員会に関連して宗務執行機関として内局及び宗議会としての責任、権限についてまたこの再開発によって一般寺院に対し新たな経費負担が課せられることがあるのでしょうか

答弁：当該委員会は建設業者を決定することやグランドホテルの廃業を決定するなどの権限や責任を持たせる組織ではなく、本宗の所有する不動産の利用方法や管理に関することを検証し具体的な再開発計画を策定し内局において内容を確認し判断したうえで宗議会の中で審議し議決を得た後、曹洞宗責任役員会の承認を得てから進めることとなります。また再開発によって生じる費用については全国寺院に新たな経費負担として賦課する考えはありません。

級階査定について

答弁：先般級階査定委員会を開催いたしました。具体的な決定は現在のところいたしていません。

この度上程された掛塔僧に対する準備費用の補助金は僧堂安居者が減少している現在、寺院子弟に限らず縁あって在家から発心して僧侶を目指す者にとってもたいへん意義のあることだと思っておりますが受給を受けるためには

180日間安居後の給付になるということは準備費用の補助にはならないのではないのでしょうか

答弁：短期間の掛塔僧を支給対象とすると、本制度の精神を生かすことができない場合が想定されますので、教師資格につながる一定の安居期間を定めることといたしました。

将来の宗侶の減少に伴い教師数を増やすため資格取得の緩和措置を行う、また兼務寺院の2か寺の上限、5年任期の規制緩和、寺院の合併・解散による統廃合について

答弁：教師資格取得緩和措置としては学生を対象とする特殊安居やまた社会人の方でも余暇を利用して安居することができるように随時開催する特殊安居制度を新設し僧堂教育が生活のための就業に可能な限り影響を与えない方策を施しております。また兼務寺院2か寺の緩和、任期の緩和については運営困難な寺院や後継住職の定まらない不活動を含めた宗教法人の整理をしていただくことが第一歩であると考えます。

SOTO保険サポートの令和5年度の株式配当が1株あたり250円で2万株500万円となっておりますが1株250円となった根拠はなんのでしょうか。またその結果内部留保の総額が9千万円を超えていますがどの程度の内部留保があれば適切と考えておられるのでしょうか

答弁：令和6年度には設備管理費が200万円増額する事が確定しており、また育児休業中の社員が現場復帰することから人件費の増加などを鑑み1株あたり250円の配当といたしました。また内部留保につきましては現在契約の継続が確定している保険契約は1つもございません。高額な保険契約がなくなった場合、また高額な新規契約を獲得する場合も2、3年の期間を要するものであるため万一、大きな契約が継続にならなかった場合でも内部留保によって経営体制を立て直すこともできるためでございます。

令和6年12月に運営企画室より宗務ビジョンの提案という報告の中の各特別会計の繰越金の総点検というレポートを見ると繰越金として余剰とも評価できる資産があるように見受けられますが特別会計の検証の必要性について

答弁：各特別会計の繰越金は漫然と翌年度の歳入に繰り入れるのではなく将来的に各特別会計の制度を安定して継続させることを目的として始められた特約付定期預金等の運用資産も含まれております。令和7年度より1年以上の特約付定期預金及び債券等につきましては固定資産に繰り入れるための歳出科目を新設し各特別会計の流動資産を明確にすることにいたしました。

原材料費の高騰、郵便物の値上がり等を考慮して毎月1日付で発行されている曹洞宗報についてホームページ、SNS、電子メールなど利用して公示する方法をお考えはないのか

答弁：電子公示の方法を行えば業務の効率化や経費の削減につながると考えますが、まだ全宗門人が閲覧できる体制にはなっていません。公示の性質として利害関係人の法的効果の開始日等の問題も考慮する必要

があるので関係部署と検討を重ねてまいりたい。

災害見舞金については歳入の災害援護拠金で保険料をすべて賄うことができず、一般会計からの受入金を増額して対応されていますが、災害援護拠金について見直しを想定されているのでしょうか

答弁：災害拠出金の制度変更については宗務庁内における役職員の実務上の協議は必要に応じて臨機に実施しており、審議会に諮問してまいりたい。

特派布教活動を生きた形で永続的に行うため常に新鮮な内容で実施する必要があると思われませんが今後の特派布教の活動について

答弁：宗務所並びに教区長様からの報告書の内容を踏まえ検討していく。また当該年度における布教教化の告諭の趣旨を徹底しながら変化する社会情勢を見据え柔軟に対応できる特派布教師の育成を目指していきたい。

梅花全国大会について

答弁：管長猊下御親修のもと終戦80周年平和祈念法要

も併修し意義のある大会になるよう鋭意努めてまいります。また貴重な宗費が使われる以上使い道については慎重に精査し大会準備を進めてまいりたい。

總持寺祖院の復興について

答弁：昨年、祖院の主要な文化財16棟について重要文化財(建造物)に指定を受けました。このため修復の総事業に対し国庫補助が受けられることとなりますが、長期的な復興事業となることから大本山總持寺のご意向をお伺いしながら本宗として支援できることを検討してまいりたい。

昨年の大和証券との業務委託契約に関する検証について

答弁：この度の事案は契約の内容について内局をはじめ関係者に共有が図られなかったことに起因しており、今後はソートービルに関する事項のみならず、第3者と契約を交わす場合には顧問弁護士などと事前チェックをしたうえで局議に諮り、内局全員の合意を得て進めていくことにしております。

通告質問(登壇順)及び文書質問(要旨)



佐藤 清廉
(第31区山形県選出)

梅花服を複数購入した際、サイズにより素材仕様の違うものが送られてきたがその理由は

答弁：各サイズ、旧素材の在庫切れ次第、順次代替素材の頒布を行っている。ご理解賜りたい。



立身 一徳
(第13区京都府選出)

①教区再編で、教区内寺院が増え教区長業務の増加に伴い、副教区長的な役職を各教区内に置く場合、将来的に宗制に明記できないか

答弁：現在も教区内において必要に応じ柔軟に対応している。宗制明記はかえって教区の負担となるから考えていない。

②教区再編で、新教区内で旧教区複数で特派布教・特派梅花の開催は可能か

答弁：1教区1会場及び教区合同開催を基本とするが、管内教区数以上の開催を希望する宗務所もあるので、所会等で協議の上、担当課に相談いただきたい。



岩井 秀弘
(第28区宮城県選出)

①大和証券との契約書写しが事前に送付されたが、内局・両会派の判断による情報開示だったのか、情報漏洩だったのか。また、再開発に伴う情報管理体制は

答弁：関係者と情報共有の為開示した。仏教系新聞に流れたのは遺憾である。情報管理は、今次上程した「曹洞宗所有不動産再開発推進委員会」に則り、ガバナンスと情報セキュリティに関して識見を有する体制を整備していく。

②今後のソートービル老朽化による、宿泊及びホテル従業員及び本庁職員、及びソートービル設備の安全管理と改善策は

答弁：ホテル営業は、宿泊客と職員の安全性確保に最も配慮し最優先に行う。法令に従いビルの運営を行っている。不測の緊急事態に際しては専門有資格者が365日24時間4名以上が常住している。

③今取り組むべく喫緊の課題について、今後のロードマップと現実的なシミュレーションの策定は

答弁：第一に優先すべき事案と認識している。専門的知識を有する者を委員として委嘱し当該委員会の協議を得て早急に定める。

④今後の情報開示と秘匿性の高いものに関する情報セキュリティの厳格化について

答弁：事案決定のプロセスは透明性を以て共有する。秘匿情報は情報セキュリティの範囲を定める体制を整備していく。



乙川 良介
(第26区新潟県第2・第4宗務所管内選出)

①梅花流における、両大本山二祖の御和讃御詠歌の詠題から「国師」から「禅師」に修正されたのは何故か

答弁：懐奘禅師・峨山禅師のお名前を覚えていただく布教事情から改めた。

②通告質問の際、参考資料の配付は可能か

答弁：宗議会規程に従い、議長の指揮に服すれば可能。



高橋 英悟
(第29区岩手県選出)

①宗務監査5日間は不十分であるので、電子機器の貸与を受け通年監査できないか。また常住監査室の設置はできないか

答弁：公益法人会計にアクセスできる電子機器を貸与することは情報セキュリティ等の問題で対応していない。また宗制の整備・場所機材の確保・費用弁償等の事由により常住監査室の設置は現状困難。

②人権平和環境のスローガンを複合的視点から捉え直すとしたがどういうことか

答弁：一見繋がっていないように見える1つ1つの施策をきちんと関連させて捉え直すことであり、個別の差別事例を学ぶことの積み重ねは当然として、学んだ方が自分自身の指針を立てられるような人権学習を目指します。

③寺族通信教育に使用されるテキストに、後継者育成について解説されているが寺族に対する配慮はあるか。またマタニティハラスメントに繋がりがねない当事者への配慮は

答弁：テキスト「法は人なり」改訂の検討を進めている。改訂委員会において内容を加筆修正を進めている。また、各種ハラスメントについては、本年度より設置された現職研修等協議会や寺族研修等協議会において問題提起し採否について協議を行う必要がある。更に、寺族の窓口もあるのでご紹介の協力をお願いしたい。



石附 正賢
(第4区群馬県・栃木県選出)

運営企画室より「曹洞宗2045年予測」「曹洞宗宗務ビジョンの提案(中間報告①)」より若手僧侶の減少率は国内人口の減少率を上回りその差は大きくなっている。現時点で本質的問題、課題について、また、若手僧侶が急激に減少していく中で、僧堂設置を希望する寺院に対し僧堂認

可するの。教師養成機関としての僧堂数の適切なコントロール、支援の集中の必要性について

答弁：推測に過ぎないが若手僧侶の減少の要因は少子化だけでなく、経済的な問題、社会的価値観の変化など複合的なものである。僧侶の減少だけでなく、寺院を取り巻く環境の変化が現実味を帯びてきている。既存制度の改変を進めていかなければならない。迅速に対応できるよう問われている。僧侶養成力の低下や本宗の補助施策を通じた財源の圧迫は予想されるが、僧堂数が増えることの利点もある。現行安居制度のうち、随時開設する特殊安居への志願のハードルが低くなる。指導者が細やかに掛塔僧の指導を行える。現在運営されている僧堂と同等以上の水準が求められる。

積み上げ型・歳出先行の予算編成から目標設定型・歳入先行の予算編成への転換、今後、現行のままの機構体制、予算規模削減努力により現行事業を進めていくのか。事業の取捨選択、機構体制のコンパクト化、大きな機構転換を進めていくのか

答弁：歳出ありきの予算編成ではない。予算案は各所管部に於いて、業務及び事業内容の精査を図り、可能な限り歳出予算を抑制した結果である。今後も支出の抑制と、業務及び事業の見直しと併せて、歳入とのバランスを考慮していく。

D X推進の具体的工程、到達点について

答弁：全体が完成するまでには時間を要する。一般寺院からの電子申請システムの構築等、デジタル化の推進をどう進めていくか活発な議論の契機になることを思料する。

〔文書質問〕

平岩 浩文(第15区兵庫県選出)

出版部頒布課による旧ジラソーレ利用について

回答：展示物には、御朱印帳、写経用紙、修証義リーフレット、梅花関係グッズなど一般人向け資料中心としている。展示を本年12月末までとし、継続の可否を判断する。有効利用について検討していく。

乙川 良介(第26区新潟県第2・第4宗務所管内選出)

宗憲と規則の解釈について。規則第1条と第2条に見る宗教法人は同義と思われるので、「宗門」=「本宗」と解釈できるか。宗門を宗教法人曹洞宗と読み替えることは可能か

回答：現行宗制の表記の基準は「宗門」については、宗教団体曹洞宗を示しており、「本宗」については、宗教法人曹洞宗を示しております。根拠条項は宗門については曹洞宗宗憲第1条 包括宗教団体である「曹洞宗」(以下「宗門」と称する。)曹洞宗規則第1条 この宗は、宗教法人法による宗教法人であって、「曹洞宗」(以下「宗門」と称する。)本宗については曹洞宗規則第2条 この宗教法人(以下「本宗」という。)前提として、宗教団体と、宗教法人は、まったく異なる概念です。それぞれ、組織体の構成も、異なります。

荒井 裕明(第3区埼玉県選出)

兼務住職義財について

回答：兼務住職が欠けた場合においてその後任の住職を選定することができないとき、あるいは後任住職候補者がその資格を取得するまでの期間において当該寺院の活動を阻害しないための措置である。任期を5年以内としていることも早急に後任住職を定めてもらうためである。運営困難な宗教法人の整理を進めていくことが、寺務及び財政面において負担軽減になる第一歩と考える。寺院の事情によるが宗教法人の運営をそのまま継続するか、法人の整理を進めるか検討して頂きたい。

内山 正也(第10区愛知県第2・第3宗務所管内選出)

令和7年度予算案中、特別会計において、新たに債権等償還収入、歳出科目に債権等の振替に伴う支出という科目が新設されている。この新設科目に関連して流動資産と固定資産の意味、会計処理を行う目的と意義について

回答：流動資産と固定資産の違いとは、1年以内に現金化が可能か否かという点になる。曹洞宗宗務庁を安定して運営し続けるには、流動資産を即座に確認し、それをもとに判断できる必要性がある。繰越金と特約付定期貯金等を別途管理するため、歳出に債権等の振替に伴う支出という歳出科目を新設し、流動資産から固定資産に振り替える処理をし、予算書上でその残高も確認できる。また、歳入の債権等償還収入については、運用している特約付定期貯金等が償還された場合、従来の予算書の科目では、その受け入れ先がなかったことから、予算書の構成上、歳出に科目を新設した場合、それに対応した歳入科目が必要となることもあり、新設しています。



SOTO保険サポート株式会社

〒105-8544

東京都港区芝2-5-2 曹洞宗宗務庁第1分館3F

電話：03-3454-3547

FAX：03-3454-3575

MAIL：soto-hoken@soto-support.jp

※社名が変わりました。(旧：芝園不動産管理株式会社)

※私たちは宗教法人「曹洞宗」の関係会社です。

お寺の保険の見直しやご相談お気軽にお問い合わせ下さい!!

火災

自動車

退職金準備

賠償責任

サイバーセキュリティ

生命保険

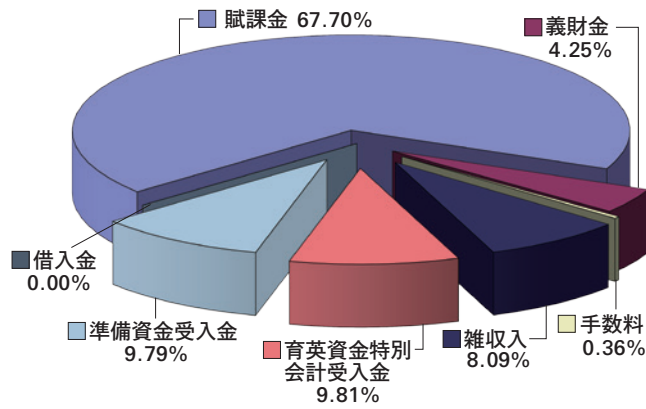
傷害

ご相談は無料です!

《取扱保険会社》 損保：5社 生保：4社
損害保険ジャパン(株)・三井住友海上火災保険(株)・東京海上日動火災保険(株)
AIG損害保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)・SOMPOひまわり生命保険(株)
三井住友海上あいおい生命保険(株)・オリックス生命保険(株)・マンライフ生命保険(株)

令和七年度曹洞宗一般会計歳入・歳出予算

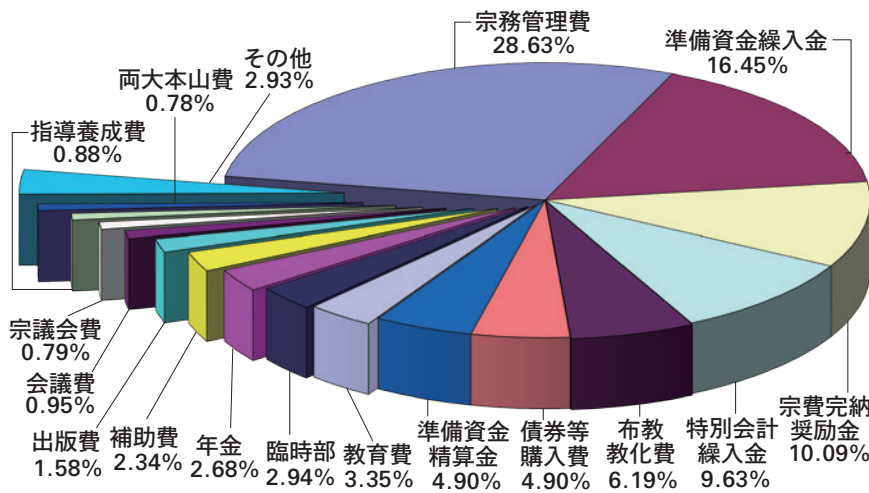
歳入 6,125,963,000円



内訳

歳入	歳入額
賦課金	4,147,138,000
義財金	260,585,000
手数料	21,923,000
雑収入	495,566,000
育英資金特別会計受入金	600,750,000
準備資金受入金	600,000,000
借入金	1,000

歳出 6,125,963,000円



内訳

歳出	歳出額
宗務管理費	1,753,626,000
準備資金繰入金	1,007,901,000
宗費完納奨励金	618,309,000
特別会計繰入金	590,007,000
布教教化費	379,168,000
債券等購入費	300,000,000
準備資金精算金	300,000,000
教育費	205,344,000
臨時部	180,000,000
年金	163,890,000
補助費	143,348,000
出版費	96,542,000
会議費	58,006,000
指導養成費	53,908,000
宗議会議費	48,141,000
両大本山費	48,000,000
その他	179,773,000

第146回 通常宗議会常任・特別委員(總和会議員)

副議長 中村見自

長…委員長 主…主査

○運営委員会

倉内 泰雄 主 平岩 浩文

○第一予算委員会

橋本 壽幸 山本 健善 片山 昌佳

主 奥村 孝善 主 荒井 裕明

○第二予算委員会

五十嵐靖雄 成田 隆真 長 乙川 良介

主 清泉 文英 主 岩本 一典 内山 正也

○決算委員会

長 嶽盛 和三 田中 清元 主 福田 光昭

佐藤 清廉 主 坂本 泰俊 伊藤 哲雄

○請願委員会

三吉 由之 主 森 元亨 長 大坂 恵司

○懲罰委員会

甘蔗 英司 主 高橋 英悟

○第一特別委員会

岡 芳雄 主 石附 正賢

○第二特別委員会

近藤 龍法 長 岩井 秀弘 主 立身 一徳

○第三特別委員会

主 龍谷 顯孝 坂本 泰俊

總 和 会 会 務 報 告

期 日

会 務 内 容

(令和7年)

1月14日 大本山總持寺 執行部年賀拝登
執行部、支部長幹事、内局情報交換会
(檀信徒会館)

1月20日 秋田県支部総会(秋田)

2月4日 静岡県嶽山總和西部支部総会(静岡)

2月16日 執行部会・顧問執行部会・議員総会
(檀信徒会館)

3月5日 雲国両山会総会(島根)

3月10日 九州ブロック大会(福岡)

3月26日 不老閣猊下白寿祝賀会(福井)

第32回

總和会全国大会

◇令和7年11月6日(木)

◇会場・曹洞宗檀信徒会館

編集・岩本一典 高橋英悟 佐藤清廉

清泉文英 立身一徳 内山正也

※ブロック大会について、中止又は順延となった大会は記載してありません。
※支部総会について、本部にご案内頂いた総会を記載させて頂きました。